平成２１年（フ）第１９３６号
堺市南区稲葉２丁1671番地６
債務者　竹地　資之
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９４２号
大阪府松原市天美東８丁目12番12号
債務者　上山　　正
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９４９号
大阪府羽曳野市樫山255番地の５　グランバレー302号、前住所大阪府羽曳野市野205番地の62
債務者　永田恵利香
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９６６号
大阪府松原市立部２丁目６番40号
債務者　土橋　一美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５３０号
沖縄県浦添市屋富祖１丁目３番12―301号　丸栄アパート
債務者　又吉　正人
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２１７号
北海道岩見沢市南町８条５丁目６番20号
債務者　今　　洋之
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２３２号
北海道岩見沢市12条西３丁目14番地１　石津マンション８号室
債務者　鳴海美代子（旧姓大出）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２４４号
北海道岩見沢市東町１条８丁目932番地68　市営住宅５―５号棟101号
債務者　小林　絵理（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２４５号
北海道岩見沢市美園６条８丁目４番16号
債務者　髙畠　亜維
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第８号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山41番地24
債務者　下平　幸男
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９号
福島県大沼郡会津美里町冨川字松ケ下652番地25
債務者　宮川　浩幸
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
福島県会津若松市白虎町116番地の29
債務者　鈴木　久弥
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第７８号
兵庫県丹波市氷上町石生715番地８　まこと荘４号
債務者　池中　忠彦
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第１６２号
兵庫県西脇市西脇656番地の40
債務者　藤本　章子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第５４４号
香川県さぬき市志度699番地アーバンライフ志度Ⅱ101号室
債務者　木村　信夫
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５６８号
香川県高松市紙町465番地３コート紙町Ⅲ203号室
債務者　青木　利夫
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５８０号
香川県高松市香川町大野2200番地　県住16―301
債務者　柘植　　愛
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第８５号
鹿児島県指宿市山川成川2580番地
債務者　山田　和枝
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部